

南相馬市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体に対する監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成22年3月30日

南相馬市監査委員 佐藤 俊美

南相馬市監査委員 郡 俊彦

財政援助団体監査結果

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査の期間 平成21年10月1日～平成22年3月29日
- 3 監査の対象 平成20年度中に財政援助を受けた団体等
- 4 監査の方法
 - (1) あらかじめ担当主管課から、南相馬市補助金等の交付等に関する規則及び関係補助金交付要綱に基づく関係書類の提出を求め、補助金交付申請、交付決定、実績報告及び補助金確定通知等の事務手続きが適正に行われているかどうかなどについて書類審査を行うとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。
 - (2) 補助を受けた団体の中から5件を抽出して、補助金に係る出納その他の事務の執行について関係帳簿の提出を求め、補助金が補助目的及び事業計画に基づき適正に執行されているかどうか、会計経理の内容が適正であるかどうかなどについて監査を行った。
- 5 監査の結果
監査した結果は次のとおりである。
なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で指示した。

第1．監査結果の概要

平成20年度において、市が補助金、交付金及び利子補給金等の名称で財政援助を行った内容は、総件数で1,497件、総額で1,346,991,026円であった。

このうち、1件当たりの交付額が10万円未満のものは808件(総件数に占める割合54.0%)、10万円～50万円未満のものは459件(同30.7%)、50万円～100万円未満のものは76件(同5.1%)、100万円～500万円未満のものは102件(同6.8%)、500万円～1,000万円未満のものは26件(同1.7%)、1,000万円以上のものは26件(同1.7%)であった。

また、各事業費の総額に占める補助割合(補助率)は、最高が100%、最低が0.59%、全体では24.6%となっており、補助率が10%未満のものは、93件(総件数に占める割合6.2%)であった。

各補助事業は、事業目的に沿って執行されたと認められる。しかし、後述するように、一部不適切な処理が見受けられたので改善を求めるものである。

第2. 書類審査の結果

市は、公益上必要がある場合、補助金等の規則や要綱等の定めるところにより、補助額の範囲内で各種団体及び個人に対し補助金等を交付している。

所管課は、財政援助団体に対し、地方自治法第221条（予算の執行に関する長の調査権等）に基づく財政援助団体の事業計画、予算、決算等について十分な審査を行うとともに、各団体等の経営、運営等について更なる指導監督を願いたい。

なお、今回の全体を通じた書類審査の結果、次のとおり改善、検討すべき事項が見受けられた。これらについては、これまでも指摘してきた事項であるが、改善されていない状況にあるので、所管課等において対策を講じられたい。

○改善を求める主なものは次のとおり

(1) 専決処理について留意すべきもの

補助金交付決定に係る専決処理について、南相馬市財務規則第3条第1項の規定のとおり行われていなかったもの。

① まちづくり市民活動団体支援事業補助金

(南相馬市市民活動サポートセンター運営委員会) <企画経営課>
交付決定金額が5,100,000円であり副市長専決事項であるが、部長専決処理となっていた。

② 活動支援センター運営事業補助金

(特定非営利活動法人あさがお) <社会福祉課>
交付決定金額が600,000円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

③ 南相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金

(木造住宅の耐震改修を行う住宅の所有者) <建築住宅課>
交付決定金額が600,000円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

補助金確定通知に係る専決処理について、南相馬市財務規則第3条第1項の規定のとおり行われていなかったもの。

① 地域貢献農業者支援事業補助金

(有限会社 高ライスセンター) <農林水産課>
確定補助金額が4,773,000円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

② 南相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金

(木造住宅の耐震改修を行う住宅の所有者) <建築住宅課>
確定補助金額が600,000円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

補助金変更に係る専決処理について、南相馬市財務規則第3条第1項の規定のとおり行われていなかったもの。

① まちづくり活動支援事業補助金

(小高卓球スポーツ少年団)

<企画経営課>

収支予算の事業費について変更承認されており、その変更承認については部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

(原町商工会議所青年部)

<企画経営課>

事業内容及び収支予算の事業費について変更承認されており、その変更承認については部

長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

② 農業農村整備事業補助金

(原町南部地区農地流動化推進委員会)

<農林水産課>

収支予算の事業費について変更承認されており、その変更承認については部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

③ 小学校音楽スポーツ大会等選手派遣事業補助金

(南相馬市小学校長会)

<学校教育課>

補助金額が3,404,000円から3,429,000円に変更承認されており、その変更承認については部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

(2) 事業計画変更承認を受けべきもの

① 中学校音楽・スポーツ大会等選手派遣事業補助金

(南相馬市中学校長会)

<学校教育課>

南相馬市補助金交付要綱第4条第1号の規定により、事業費又は事業量の10分の2以上の変更をする場合には、速やかに市長の承認を受けなければならないが、その手続がとられていなかった。

(3) 補助額の適正化について検討すべきもの

地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助を行うことができる。」としており、客観的に公益上の必要性が認められなければならない。

したがって、所管課として補助を行うにあたっては、慎重にその必要性及び効果等について検討を要するものと考えられる。

また、補助金支出の決定にあたって、算定根拠が明確になっていない補助金もあり、本来の目的に沿った補助となっているのかが確認できないので、今後、要綱を制定するなど、補助金の目的、支給対象、算出方法を明確にされるよう検討されたい。

第3. 抽出団体監査の結果

1. 社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会

(1) 補助金等の名称

南相馬市社会福祉協議会運営事業補助金

(2) 事業の概要

南相馬市における、社会福祉活動の円滑化、住民福祉向上及び社会福祉施策の増進を図ることを目的として事業を実施した。

(3) 収支決算の状況

収 入

(単位:円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
市 補 助 金	37,726,000	37,726,000	0	
その他の資金	125,708,000	109,679,246	△16,028,754	
計	163,434,000	147,405,246	△16,028,754	

支 出

(単位 :

円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
法人本部事務費	85,764,000	74,012,456	△11,751,544	
社協運営事務費	77,670,000	73,392,790	△4,277,210	
計	163,434,000	147,405,246	△16,028,754	

収入支出差引残額 0円

(4) 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、適正に執行されているものと認められた。

2. 社団法人 原町観光協会

(1) 補助金等の名称

原町観光協会事業補助金

(2) 事業の概要

観光地の整備と案内及び紹介、相馬野馬追の宣伝及び観光客誘致等により観光事業を通じて地域経済の活性化、文化の向上に寄与するため事業を実施した。

(3) 収支決算の状況

収 入

(単位:円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
会 費	1,240,000	1,255,000	15,000	
補 助 金	6,633,000	6,633,000	0	
負 担 金	950,000	1,023,048	73,048	
繰 入 金	1,120,000	370,000	△750,000	
雑 収 入	7,000	58,339	51,339	
繰 越 金	0	223,828	223,828	
計	9,950,000	9,563,215	△386,785	

支 出

(単位:円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
事 業 費	4,150,000	3,760,341	△389,659	
管 理 費	5,594,000	5,242,032	△351,968	
特定預金支出	206,000	206,300	300	
計	9,950,000	9,208,673	△741,327	

収入支出差引残額 354,542円

(4) 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、提出されている実績報告書の収支精算書の支出額に次年度繰越金が含まれており、総事業費についても次年度繰越金が含まれている金額となっているため、収支報告等、実績報告書の内容については、十分に点検を行われない。

3. 小高商工会

(1) 補助金等の名称

小高商工会運営各種事業補助金

(2) 事業の概要

小規模事業者の税務・金融、記帳指導や専門講習会の開催等経営改善普及事業を中心に企業の体力強化を進め、また、地域に密着したイベント等を開催し、地域の総合経済団体としての役割を十分果たすべく事業を実施した。

(3) 収支決算の状況

収 入 (単位:円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
市 補 助 金	4,732,000	4,732,000	0	
県 補 助 金	20,157,000	23,352,000	3,195,000	
そ の 他 収 入	34,887,389	33,564,252	△1,323,137	
繰 越 金	680,515	680,515	0	
計	60,456,904	62,328,767	1,871,863	

支 出 (単位:円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
経営改善普及事業費	29,730,000	30,036,850	306,850	
地域総合振興事業費	21,073,000	19,243,387	△1,829,613	
その他事業費	9,653,904	12,305,740	2,651,836	
計	60,456,904	61,585,977	1,129,073	

収入支出差引残額 742,790円

(4) 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、提出されている実績報告書の収支精算書の支出額に次年度繰越金が含まれており、総事業費についても次年度繰越金が含まれている金額となっているため、収支報告等、実績報告書の内容については、十分に点検を行われたい。

4. 鹿島町土地改良区

(1) 補助金等の名称

鹿島町土地改良区運営費事業補助金

(2) 事業の概要

農業農村の振興と生活環境の改善を図ることを目的に事業を実施した。

(3) 収支決算の状況

収 入

(単位:円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
市運営補助金	2,520,000	2,520,000	0	
市償還補助金	5,623,000	5,623,639	639	
組 合 費	37,102,000	36,237,353	△864,647	
雑 収 入	2,850,000	4,039,410	1,189,410	
繰 入 金	55,574,000	55,574,000	0	
繰 越 金	1,000,000	2,253,470	1,253,470	
計	104,669,000	106,247,872	1,578,872	

支 出

(単位:円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
事 務 費	23,348,000	22,436,165	△911,835	
維持管理費	300,000	101,260	△198,740	
償 還 金	75,541,000	75,540,301	△699	
福利厚生費	80,000	83,861	3,861	
選 挙 費	523,000	95,663	△427,337	
予 備 費	2,297,000	0	△2,297,000	
交 付 金	2,570,000	2,569,557	△443	
繰 出 金	10,000	0	△10,000	
計	104,669,000	100,826,807	△3,842,193	

収入支出差引残額 5,421,065円

(4) 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、次のとおり改善、注意すべき事項が見受けられたので、これに留意し事務事業の推進に努められたい。

①補助金交付要綱に規定する実績報告書提出期限の関係で、市に提出された収支精算書と団体の決算額に相違が見受けられたので、制度等の妥当性も含めて検討されたい。

5.南相馬市体育協会

(1) 補助金等の名称

南相馬市体育協会運営事業補助金

(2) 事業の概要

南相馬市体育協会加盟団体が中心となり、市総合体育大会の開催や生涯スポーツの普及振興に寄与するため事業を実施した。

(3) 収支決算の状況

収 入

(単位:円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
市 補 助 金	3,500,000	3,500,000	0	
県 補 助 金	246,500	280,532	34,032	
負 担 金	130,000	130,000	0	
繰 越 金	186,875	186,875	0	
雑 収 入	6,625	2,280	△4,345	
計	4,070,000	4,099,687	29,687	

支 出

(単位:円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
事 務 局 費	568,000	606,156	38,156	
市 総 体 費	1,220,000	1,126,177	△93,823	
県民スポーツ費	732,000	663,122	△68,878	
加盟団体育成費	950,000	706,900	△243,100	
表 彰	600,000	490,014	△109,986	
計	4,070,000	3,592,369	△477,631	

収入支出差引残額 507,318円

(4) 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、次のとおり改善、注意すべき事項が見受けられたので、これに留意し事務事業の推進に努められたい。

- ①補助金の交付目的などを考慮し、財源の有効活用が図られるような事業内容になっているか検討されたい。
- ②支出伝票の決裁が、支払いを終えてからの確認行為となっており、支出する際に責任者等の確認を受けていないので、事前に決裁を受けるよう改善されたい。